



島根県報

平成22年2月5日(金)

第2,159号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定の解除

(森 林 整 備 課) 2

【公 告】

都市計画変更の図書の縦覧

(下 水 道 推 進 課) 2

告 示**島根県告示第72号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 2 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
浜田市弥栄町三里ハ167-2（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 解除の理由
電気通信設備用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
浜田市弥栄町三里ハ167-2（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
電気通信設備用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成22年 2 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）下水道
- 2 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課